



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

町民の皆さまへ、ガソリンの購入に関して消防署からのお願い

○ガソリンスタンドでガソリンを買う時の注意点

消防法令の基準に適したガソリン携行缶を使用してください。
ガソリンはポリタンクやペットボトル・一斗缶・船外機用追加燃料タンク等の消防法令の基準に適していない物（右に記載のKHK認証マークやUN認証マーク等の無い物）で購入することは消防法で禁止されています。



○なぜガソリンは消防法で厳しく規制されているのか？

ガソリンは、-40℃でも可燃性蒸気（以下ガソリン蒸気）を発生させており、常温では常に引火・爆発の危険があります。また、ポリタンクやペットボトルは腐食性の強いガソリンの成分によって溶けたり、変形したりする可能性があるほか、気密性が低く、揮発性の高いガソリンが内部でガソリン蒸気を発生し続けるために内部の圧力を上げ続け、キャップの隙間からガソリン蒸気が漏れ出し、空気より重いガソリン蒸気は地面や床などの低い位置を思った以上に遠くへ流れ出して溜まってしまい、思わぬものが着火源となって爆発火災が発生してしまいます。以上のようにガソリンは大変危険な物質のため、消防法で厳しく規制されています。

○ガソリンを携行缶で購入する時の本人確認

現在ガソリンスタンドでガソリンを携行缶に入れて購入する際に、「身分証（免許証や保険証などの購入者本人を証明できるもの）の確認」と「使用目的の確認（農業用機械器具や発電機燃料として使用するなど）」をガソリンスタンド従業員が確認しますので、何卒町民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。



令和3年度 国民健康保険税の軽減基準額の変更について

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者等が世帯に2名以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を回避するため、軽減の基礎となる所得合計額の見直しを行うこととなりました。

また、基礎控除額も43万円に変更となります。

※一定の給与所得者等とは

給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金等の支給を受ける方（65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方／65歳以上：公的年金等の収入が110万円を超える方）

○軽減世帯の基礎となる所得合計額は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度
7割軽減世帯	基礎控除33万円	基礎控除43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減世帯	基礎控除33万円 + (28万5千円 × 被保険者数)	基礎控除43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減世帯	基礎控除33万円 + (52万円 × 被保険者数)	基礎控除43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※世帯内に給与所得者等に該当する方がいない場合、給与所得者等の数は“0”になります。

■お問い合わせ 財政課 税務グループ

7月10日(土)は休日のため施設へのごみの受入はできません。※日・祝日も休日です
お問い合わせ：南部檜山清掃センター ☎0139-53-6301

